都立葛西工科高等学校危機管理計画

序章

災害時等に児童・生徒の生命及び安全確保に万全を期するため、本校の防災に関する事項について、以下のとおり学校危機管理計画を作成し、災害に対する事前の備えを行うものとする。

第1章 学校危機管理に関する基本方針

第1節 本校の危機管理に関する基本方針

1 災害等危機管理に対する都立葛西工科高校の基本的取組の考え方

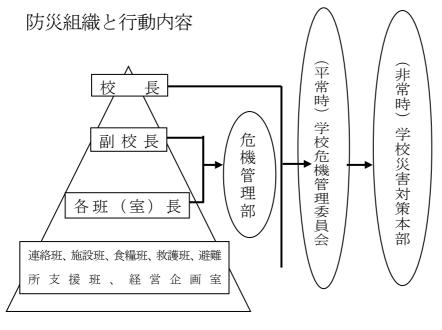
- (1)生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。 大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、 テロ・NBCR災害等、様々な危機に対し柔軟に対応し、生徒や都民を守る。
- (2)震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して、他の災害に対処する。
- (3)災害発生時の初動体制の要となる①教職員の参集及び②情報連絡体制について具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより初動体制の強化を図る。

第2章 事前対策(日常における震災等への備え)

第1節 危機管理組織の設置と教職員の役割

1 学校危機管理委員会等の設置について

本校の危機管理の体制として、以下のとおり、校長、副校長、経営企画室長を構成メンバーとする「学校危機管理委員会」を設置する。



※ 【危機管理部の役割】

- 防火・防災管理者である副校長が責任 者となり、「連絡班」「施設班」「食糧班」 「救護班」「避難所支援班」「経営企画室」 を置く。各班の班長が危機管理部の部員 となる。
- 児童・生徒に対する防災教育及び防災 訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員の危機管理研修計画の作成と 実施
- 防災物品等の管理点検、各教室等の防 火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、 施設設備の安全、火災予防等に関する計 画の作成と実施
- 学校危機管理担当者を設置し、担当者 は災害時にいち早く学校に駆けつけ情報の収集と緊急連絡に当たる。